

JICA's world

APRIL 2011 No.31

4

特集
日本の法整備支援

人を守る、
国をつくる。

企業活動の発展のための民事法令および
行政法令の改善プロジェクト



ウズベキスタン共和国司法省



独立行政法人 国際協力機構



雪に覆われた荘厳な西チベットの夜、標高6000メートル以上を誇る聖山カイラスは月明かりに照らされ、まるで光を放つかのように暗闇に浮かび上がっていた。

チベット暦の4月に当たる時期に積んだ功德は何万倍にもなるとされ、多くのチベット人たちが最高聖地であるカイラスを目指す。特に釈迦の誕生・成道・入滅を祝うサカダワ祭が開かれる満月の日は、いつもは静かな辺境の地がにぎやかな活気に包まれる。

祭りは早朝から始まった。連日降り続いた雪もびたりと止み、どこに潜んでいたのか、数え切れないほどの巡礼者が姿を現した。人々が向かう先は、カイラスの西側に位置するタルボチエ。ここにタルチョ（祈祷旗）が掲げられた高さ13メートルの大きな柱が立っている。

年に一度の祭りの日、この柱をいったん倒しタルチョを新しいものに取り替え、再び立て直す。柱は真つすぐ天に向かって立てば縁起が良いとされ、巡礼者たちはロープで慎重に柱を起こしていく。

数時間後、人々の願いを掲げた色とりどりのタルチョが、雄大なカイラス山を背にはためいていた。次のサカダワ祭を迎えるまでの一年間、人々の祈りが込められたタルチョはこの聖なる地で風に吹かれ続ける。

春

夏

秋

冬

31

4月 サカダワ祭

タルチョに込められた祈り



文・写真=松尾 純

写真家。広島出身。50以上の国と地域での撮影経験を持ち、チベット文化圏を最も得意なフィールドとする。5,000mを超えるヒマラヤ山脈など、世界各地の辺境で暮らす人々をテーマに撮影を続ける。http://junmatsuo.jp

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された皆様へ

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

Contents

02 春夏秋冬 タルチヨに込められた祈り 中国

04 特集 日本の法整備支援

人を守る、国をつくる。

市場経済に対応した公平で透明な法・司法制度を ベトナム
復興への道筋を切り開くために カンボジア
紛争に逆戻りしない民主国家の実現を ネパール
世界の法律を見てみよう



20 ゲンバの風 シャリフゾーダ・シャリポフ JICAウズベキスタン事務所 プログラムオフィサー

22 地球号の子どもたち 高校生の力で米沢と世界をつなごう 九里学園高等学校

24 ココロとココロ
～届け 私たちの思い～ 孤児院を、女性たちの自立の場に NPO法人国際交流の会とよなか

26 特別レポート 塩谷瞬さん 東ティモールで“生きる力”を発見

28 JICA STAFF 鳥居 香代 JICA公共政策部 ガバナンスグループ法・司法課 課長

29 JICA UPDATE

30 イチオシ! 本・映画・イベント

31 地球ギャラリー エクアドル

森の民に迫る危機



39 MONO語り スラム女性の布製品で地域を元気に

40 私のなんとかしなきゃ! ショーン・マクアードル川上 経営コンサルタント/J-WAVEナビゲーター



JICAのビジョン

すべての人々が恩恵を受ける、
ダイナミックな開発を進めます

Inclusive and Dynamic Development

表紙 撮影：浅田悠樹
JICAの支援を受け、アジアの国々で
つくられた法律書の数々。



人を守る、



国をいくる。

明治維新以降、“お雇い外国人”の力も借りながら、欧米の法律をカスタマイズしながら取り入れ、世界でもユニークな法文化を築いてきた日本。その経験が今、開発途上国の法整備を通じた国づくりに役立てられている。

「一流の国」へ 明治日本の悲願

日本に初めて法律ができたのは8世紀初頭。律令国家だった隣の国・唐(当時の中国)を手本に「大宝律令」を制定したことが始まりといわれている。それから1300年余り、日本の法律は時代に合わせてその形を変化させてきた。そして現在は、憲法を頂点に民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法……という1829の法律(2011年3月1日現在)とそれらを支える下位規範が体系的に整備されており、その一つ一つが社会秩序の維持と国の発展を支えている。

こうした現在の日本の法体系が形づくられたのは、明治維新以降のこと。「法制度が『近代的』でない」と評価された幕末の日本は、欧米諸国の圧倒的な国力を前に、不平等な条約を締結せざるを得ない状況でした」と佐藤



伊藤博文らによって作成された憲法の草案は、その後、各条の検討・推敲が行われ、明治21年3月、伊藤博文が原案を枢密院に持参し、鉛筆で修正部分を書き入れたといわれている。写真は、「錦絵 枢密院会議之図」(下)と手書きで修正された大日本帝国憲法(所蔵:国立国会図書館)



オーナーシップを尊重した JICA の支援
こうした日本の経験を生かし、JICA は1990年代からアジアを中心とした国々の法整備に協力してきた。一途上国自身が、法の起草、運用、さらに法律・司法に国民がアクセスしやすい環境を整えていけるように、人材育成を中



「日本近代法の礎」と呼ばれているフランス人法学者・ボアソナード。明治6年、法律の近代化に必要な法学教育と法典編纂を日本政府に要請され「お雇い外国人」として来日。彼を中心にフランス民法をモデルとした民法の起草が進められたが、「西欧の法律をそのまま輸入すればよい」という発想を捨てた日本は、日本の社会や文化、制度などに適した形へとカスタマイズしていった(所蔵:法政大学大学史資料委員会)

直史・JICA 国際協力専門員(弁護士)は話す。「当時の近代的な憲法を持っていた国のほとんどがヨーロッパ。少しでも早く近代的な法制度を整え、『二流の国』に仲間入りすることが日本の悲願だったのです」。

世界的に珍しい日本の法文化

日本は留学生を海外に派遣するなどして、フランス法やドイツ法といった大陸法を中心に、近代的な法律を懸命に学んだ。その後初代内閣総理大臣となった伊藤博文も、1882年から1年以上以上をかけ、ドイツやオーストリア、イギリスなどの立憲制度を調査している。また、後に『日本近代法の礎』と称されるフランス人法学者のボアソナードら「お雇い外国人」を日本に招き、彼らの力を借りながら法整備を進めていった。このような法整備の過程で「法律を学んだ」起草者たちは、明治政府創成期に存在した「とにかく外国法(フラン

心とした支援を行っていません」と佐藤専門員。また支援に当たっては、国の根幹を成す法律をつくる上でどのような国をつくりたいのかといったビジョンを持つこと、つまり、その国のオーナーシップが特に重要になってくる。「JICA は彼らの自主性を最大限尊重し、その国の実情に合った法律がどのようなものかを一緒に考えています。日本



Column
ネパール民法改正支援アドバイザーグループ委員
ラオス民法アドバイザーグループ委員
慶應義塾大学大学院 法務研究科
松尾 弘 教授

共に学び合い、より良い法整備を

JICAの法整備支援のアドバイザーグループは、学者のほか、判事、検事、弁護士など、日本の法曹界の実務者も加わって構成されています。法律には、これという「正解」がありません。例えば民法一つ取っても分野が細分化しており、人によって解釈もさまざまです。ですから法整備支援を行う上でも、一人の専門家の意見だけでなく、多角的な視野を確保することがより重要になってきます。

私たちはあくまでも「選択肢」を提供する立場。途上国のオーナーシップを尊重し、彼ら自身の力でより良い形を導き出せるよう後方支援に徹します。どのプロジェクトでもお互い納得いくまで議論を重ねますが、最終的に私たちと彼らの意見が融合し、「第三の解決法」にたどり着いたときには、何ともいえない達成感を感じます。

日本も現在の法体系に至るまで、長年にわたる試行錯誤を経ており、それは今も続いています。ですからその過程で培った経験・ノウハウは、途上国が抱えている課題に還元できる部分も多い。また逆に、途上国側との議論を通じて、私たちがこれまであまり疑問視していなかったルールの根拠が意外と曖昧だったり、日本の法律(学)の弱点に気付かされたりもします。

JICAの法整備支援の歴史はまだ十数年ですが、最近では国内の学会で議題に挙がることもあり、確実に関心が高まっています。実際、ベトナムやカンボジアでの民法支援の成果を、日本で進行中の民法改正に生かしているという動きも出てきています。今後も途上国と日本、共に学び合いながら、より良い法整備を追求していきたいと思っています。

法は「選択肢の一つ」にすぎません。法律づくりは、まさに共同作業でなければならぬのです。さらに、法務省や最高裁判所、日本弁護士連合会(日弁連)、大学などの協力を得て、法曹、研究者など法律の専門家・実務家をバランスよく現地に派遣するなど、オールジャパン体制で取り組んでいることも日本の特徴だ。またプロジェクトごとに、法学者・実務家らで構成される「アドバイザーグループ」を設置し、テレビ会議などを通じて日本国内からも現地を支援し

ている(コラム参照)。「法律は正解が一つではありません。だからこそいろいろな専門家の話を聞きながら、自分たちに合った法律を主体的に考えていくことが大切なのです」。途上国での法整備支援。しかし、決して私たちの生活と無縁ではない。「例えば中国やベトナムなどの新興国で市場経済化を支える法律や制度が整備されると、日本など外国の企業にとって活動しやすくなるという効果も期待されます。また、カンボジアやネパール、東テ

イモールなど紛争からの復興を目指す国では、失われた法律や司法が再構築されることで、暴力ではなくルールによって紛争を解決できるようになり、平和が定着していく。こうして国際社会が安定していくことは、日本はもちろん世界の国々にとっても重要なことです」と佐藤専門員は話す。法づくりは国づくり。一つとして同じ国はない中で、その国らしい法律を共に考え、共につくっていく。その先には、人々が平和に暮らせる豊かな社会が広がっている。

なぜ途上国に注目されるのか

近年、この日本独自の法文化が、自立的かつ持続的な発展や市場経済の活性化に向けて法整備を急ぐ開発途上国から注目を集めている。佐藤専

門員は、「途上国は、それぞれ固有の法文化を有しながらも、グローバル化する社会の中で『国際スタンダード』を充たした法制度の構築を迫られているのです」と話す。それ故に、「試行錯誤を繰り返しながらさまざまな問題を乗り越え、外国法を学びながら自国に適した法律をつくり上げて、世界有数の経済大国となった日本の『プロセス』そのものが参考になる」という。また、法律家一人一人が比較法学の視点を持つという点も、途上国に注目されるもう一つの理由となっている。「歴史的に欧米

の法律を学んできた日本人は、常に外国の法律にアンテナを張っており、日本の法制度だけが正しいのではないことを知っている。実際に途上国側から、「日本に学べば、日本の法律はもろろん、フランス、ドイツ、アメリカの法制度まで分かる」という声も聞かれる。



近代的な法律を学ぶため、明治初期、多くの日本人が渡欧した。フランス・ドイツ留学を経験している梅謙次郎(中央)は、帰国後、民法の起草作業の中心となった人物。その功績が称えられ、現在は「民法の父」と呼ばれている(所蔵:法政大学大学史資料委員会)



「法・司法制度改革支援プロジェクト」のチーフアドバイザーの西岡専門家は検事の実務経験に加え、日本の法務省法務総合研究所国際協力部で教官を務めていた



「自国の民法改正に貢献できたことがうれしい」とプロジェクトスタッフのゲン・ティトゥ・ハーさん(左)。現地の事情に精通している業務調整の山本専門家(右)は、法律の専門家たちをバックアップする

活を送る上での基本的なルール。現在のベトナム民法は、JICAの支援を受けて05年に改正されたが、市場経済の発展にさらに対応したルールとすべく、再び改正が求められている。そして現在進められている改正作業で重視されているのが、日本やドイツ、フランスなど他国の民法との比較検討だ。

首都ハノイの中心地にある司法

市場経済化が進み、活気があふれる首都ハノイ。バイクや自動車の数に圧倒される

**ドイモイー市場経済の導入
急ピッチで進められた法整備**

15年前の1996年、一人の日本人がベトナムへ派遣された。武藤司郎弁護士。開発途上国の法整備支援に初めて取り組んだJICA A専門家だ。

そのころのベトナムは、ドイモイ政策が開始されて約10年。計画経済から市場経済へ移り変わりつつあり、人々の間では経済活動に関する取引が活発化していた。しかし、市場経済に対応した民事法、商事法が整備されていなかったことから、市場経済化に対応した法律づくりを、ベトナムは急がなければならなかった。

武藤弁護士は、数ある日本の法律をベトナムの司法省職員に紹介

し、法律をつくる支援を行った。そのころから現在まで、JICAの支援活動に携わっているプロジェクトスタッフのゲン・ティ・トゥ・ハーさんは、「武藤弁護士に出会うまで、法律どころか弁護士の仕事さえ知りませんでした。多くのベトナム人がそうだったと思います」と当時を振り返る。何か困ったことが起きた時に、弁護士に相談し法律に従って裁判で解決するという考え方は、まだまだ一般的ではなかったのだ。

その後、20人を超える検事、裁判官、弁護士、業務調整員がJICA A専門家として派遣され、現在も4人の専門家が現地で活動している。業務調整員の山本泉専門家は、「2000年代は、とりわけ市場経済化が急速に進んだ」と話

す。そして07年までの約10年間で、JICAは民法や民事訴訟法、破産法など、数々の法づくりをサポート。法律実務家を育成する研修所・国家司法学院で使用する教材の作成も積極的に続けてきた。さらに07年に始まった「法・司法制度改革支援プロジェクト」では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会とともに、「公平で説得力ある、透明性の高い」裁判の実現を目指し、法律づくりの支援、裁判官、検察官、弁護士などの法曹や執行官といった法律関連職員の能力向上が行われている。

**「押し付け」ではなく
「対話」しながらつくる**

民法」。それは、人々が社会生



フランス植民地時代に建てられた「ハノイ市裁判所」の法廷。中央には裁判官と、国民の代表である人民参審員、左右には検察官、弁護士、書記官が座る。ベトナムでは公平で透明な裁判を行うためにJICAの支援が続く

ベトナム
from VIET NAM



市場経済に対応した 公平で透明な法・司法制度を

世界有数の経済大国に至る過程で、日本はどのように法整備を進めたのか。それを知りたいというベトナム側の要請を受けて始まったJICAの法整備支援。

あれから15年。
現在、「グッドガバナンス」の実現に向けて、法・司法制度改革が続けられている同国を訪ねた。

文・写真=谷本美加(写真家)



早朝のイエンバイ。通勤や通学をする人に交じって、市場へ野菜や肉を運ぶバイクや自転車が目に付く

援も行っている。その一つが、国家賠償法。公務員の不法行為により損害を受けた者が請求できる、国や公共団体の賠償責任について定められている法律だ。4年もの月日をかけてJICAが原案づくりを支援し、09年6月に制定。2010年1月に施行されたものの、複雑な損害賠償手続きを運用

するに当たって、現場の司法関係者や公務員が法律の内容を正確に理解することが急務となっていた。この法律の適正な運用に向け、現在JICAの支援を受けてベトナム各地で開かれているのが、「国家賠償法トレーニングコース」。この日、ハノイの北東に位置する

イエンバイという町のホテルの会場には、北部山岳地方12省の司法局長や職員など約80人の参加者が集まった。イエンバイでは、大規模な橋の建設によって住宅地の土台が崩れたことなど、国家賠償法に関する訴訟が発生しているが、件数でいえばこの1年間でわずか2件。参加者からは、「新しい法律なので、この法を適用することの難しささえ分からない」という声も聞かれ、地方の司法局職員の理解は浅いのが実情だ。

原案づくりに携わった司法省民事経済法局グエン・ティン・ティン副局長は、「これまでのベトナムは、国民が国に賠償を要求したくても、その制度が整っていないかった。これでは国際社会からも認められませんか。日本では1947年に制定された法律ですから、経験豊富な日本の専門家による解説が、この法律の本格的な運用に役立つでしょう」と、今後の支援に期待している。

西岡専門家も、「新しい法律ができて、正しく運用されなくては意味がありません。今回のように、地方の職員が、法律をつかった司法省の職員に直接質問できる機会を持つことはとても大切です」と話す。国家賠償法の運用を支援することは、国民の権利を守ることにもつながっていく。



「JICAの支援によって、国家賠償法の重要性をより認識できた」と話す司法省民事経済法局のグエン・ティン・ティン副局長



ベトナム中部や南部に続き、北部のイエンバイで開催された「国家賠償法トレーニングコース」



JICA専門家の意見を聞きながら、日本の民法を再確認する司法省民事経済法局グエン・ホン・ハイ民法部長。法整備支援では、民法ワーキングセッションのように長期専門家が助言する活動のほか、短期専門家によるセミナーや日本での研修なども行われる



「国家賠償法トレーニングコース」で日本の制度について解説する、弁護士の小幡専門家



「日本で長年実務を積んだ司法関係者が派遣されるのは、日本政府がプロジェクトを重視している証拠」と司法省国際協力局ディン・ティ・ビック・ゴック課長

JICA専門家によって、民法改正案の検討が熱心に行われた。日本の法学者から得た助言をもとに、JICA専門家が意見を述べると、司法省職員たちがノートにびっしりと書き留める。とはいえ、日本の民法を押し付けるのではない。あくまでも両国の民法を比較し、時にはフランスやドイツなど他の国の法律とも照らし合わせ、ベトナム人が自国の社会事情に合わせて一文一文綴っていく。まさに手作業。このようなワーキングセッションが、月一回程度続けられている。「両国の法律の比較検討を何度

も重ねるといふ支援は、日本独特のもの。ベトナムの法律を理解している専門家がいつもそばにいて、改正案の完成まで意見交換ができるよう活動が長期間続いているため、司法省ではとても評価が高い」と国際協力局のディン・ティ・ビック・ゴック課長。この地道な共同作業こそ、法律づくりの能力を向上させる上で大事な取り組みとなっている。

新法をいかに運用するか

民法改正の支援が進む一方で、JICAは新しい法律をつくる支

省。ここに、日本民法をベトナム語訳したものを手垢がつくほど熟読している人がいる。司法省民事経済法局のグエン・ホン・ハイ民法部長だ。「単に日本の法律を押し付けるのではなく、相手方との対話を重視し、その中で比較検討を繰り返す。ベトナムの歴史的・文化的背景を尊重した法律づくりを支援したい」とチーフアドバイザーを務める検事の西岡剛JICA専門家。しかしながら、ベトナム人のグエン部長が日本の社会や文化背景を踏まえてつくられた民法を理解するには、多くの苦勞があったことだろう。一方で、西岡専門家、弁護士の小幡葉子専門家、

裁判官の西村修専門家、山本専門家の4人のJICA専門家にとっても、ベトナム特有の民法を理解した上での作業は決して容易なことではない。加えて、法律をつくる支援は、国の統治にかかわる重大な作業。ベトナムに長期滞在している4人の専門家たちは、テレビ会議を活用し、日本の法学者である森島昭夫教授をはじめとしたプロジェクトのアドバイザリーグループから助言を得ながら活動を続けている。旧正月が明けたばかりの2月。司法省の会議室で開かれた民法ワーキングセッションでは、グエン部長ら民事経済法局職員14人と



計画経済時代の名残があるベトナムの民法。日本の民法(下)と比較しながら検討作業を繰り返す



独占禁止法のセミナー。15年にわたる議論を経て制定されたこの法律は、市場の支配的地位の濫用や、競争を制限または排除する可能性のある企業結合の防止などが目的

中国
from CHINA

ビジネス環境の改善のために

市場経済への移行に伴い新興企業が次々と台頭するなど、著しい経済成長を遂げる中国で、2004年から本格的な法整備支援を行ってきたJICA。これまでに、改正会社法(05年制定)、独占禁止法(07年制定)、不法行為法(09年制定)などの起草を支援。民事訴訟法の改正支援や日本の裁判官養成制度の紹介などにも取り組んでいる。多数の日系企業が進出するこの国で、JICAの法整備支援が企業活動に与える影響、今後の可能性について、現地の2人の日本人に聞いた。



江口 拓哉氏

森・濱田松本法律事務所
北京首席代表

これまで中国に進出している外国の現地法人は、地元企業を買収する際に剰余金※の50%までしか使えないというルールがありました。これは事実上、金額的な制限で買収できないのと同じ。しかし改正会社法がこのルールを撤廃したことは、中国でのビジネス展開の障害の一つがなくなったと言えます。

他方、電子商取引(eコマース)においては不法行為法の効果が顕著に出ています。プロバイダーの連帯責任が明確にされたことで、例えば中国最大のオンラインショッピングサイトにおいて偽ブランド商品があれば強制的にシャットダウンされるようになりました。

民事訴訟については、硬直的すぎる点など法律自体の改善も必要であるほか、裁判官の教育の改善が非常に重要です。現状、中国の裁判は直接証拠ありきですが、日本の裁判官は間接証拠を積み上げて事実を認定する能力に優れており、世界的にも評価されています。

この観点からも、現在JICAが行っている裁判官の教育の改善に関する支援は、まさに日本の強みを生かした支援であるといえ、民事訴訟法の円滑な運用を図る上でも、非常に意味があると思っています。

※企業の純資産のうち、資本金と資本準備金を控除した額。会社のもうけの蓄積などを指し、株主に分配可能な額を算定する基礎となる。



清水 顕司氏

ジェトロ北京センター
経済情報部長

中国でビジネスを展開する日系企業は、貿易や税務の手続きなど、さまざまな課題に直面しています。特に2010年は、賃金の上昇や労使紛争が勃発したことを受けて、これまでになく労務問題が重視された年でした。

このような状況を受け、今まさに日系企業が改善を求めているのは、流通、省エネ、環境、イノベーション、知的財産権といった分野で必要とされる細かな制度、また、地域や担当者ごとに大きく異なる法解釈の統一。つまり、「法制度」の「構築」から「運用」へ、移っているといえるでしょう。

今後JICAはこうした課題に対して、日本や欧米の事例や教訓を存分に生かし、法制度の「改善」に積極的に助言していくべきです。その中で、私たちジェトロ(日本貿易振興機構)や中国日本商会(北京の日系企業団体)が日本企業の関係者から日々の業務を通じて感じる法制度の問題点や改善案などを集めて、JICAや大使館と協力して中国政府に提案していくことも有益ではないかと考えています。現在作成中の「中国経済と日本企業2012年白書」のワーキンググループにJICAにも入ってもらい、どのような法整備支援ができるかなどの助言が得られれば、より実践的で説得力のある内容にできると考えています。

誰でも司法に アクセスできる環境を

今のベトナムに合った法律をつくるとともに、「国民が司法にアクセスしにくい」という課題を「解決しなければならぬ」と話すのは、最高人民裁判所のゴ・クオン国際協力局長だ。「司法にアクセスしにくい」とは、一般の人にとって「裁判所が利用しにくい」「法律が分かりにくい」ということ。西村専門家は、「社会的な弱者を助けるためにも、もっと裁判をしやすくする必要があり」と強調する。



「ベトナムが南北に分断されていた時代は法文書も少なかったが、その後、法の制定や改正が続いている」と最高人民裁判所ゴ・クオン国際協力局長

特に中央と地方では、裁判官や検察官の能力の差が深刻であり、全国で統一の法の適用を果たすには、この差をなくすることが重要だ。そこでJICAは、ハノイの東に隣接するバクニン省をパイロットエリアにプロジェクトを開始。裁判所と検察院では、裁判官がより適切な訴訟手続きを行えるよう、また検察官が裁判でより適切な刑事訴追を行えるよう、ワークショップが続けられた。最高人民検察院検察理論研究所のヴウ・ヴァン・モック副所長は、「このワークショップによって、バクニン省の検察官がつくる起訴状の内容が改善されるなど能力は確実に上がっています。今後は、600ページ以上のワークショップの報告書を全国各省の検察院に配り、バクニン省での経験を広く伝える予定です」と意欲を見せる。

こうした法曹人材の育成は、時に舞台を日本に移しても行われる。ベトナム弁護士連合会のリュ・ティエン・ズン国際協力委員
4人のJICA専門家はこの口をそろえる。「法律ができればいい、というわけではありません。人材育成や司法にアクセスできる環境整備も重要な点だ。そうやって初めて、問題を『力』ではなく『法』で解決することができ、誰か委員長は、JICAの研修で訪日した一人。「弁護士を増やしつづつ質を落とさない日本弁護士連合会の努力に感銘を受けた」と話す。「信頼感があってこそその裁判所や司法制度。司法にかかわる人々の能力を上げて、信頼や期待を持たれることが必要」と小幡専門家が言うように、時間をかけて人材を育てることが、法・司法制度改革支援ではとりわけ重要になってくる。



「なるべく多くの人の話を聞き、情報を集め、妥当な判決を下したい」という基本的な考えは両国とも同じ」と言う裁判官の西村専門家



最高人民検察院検察理論研究所で、10年以上JICAの支援のコーディネーターを務めているヴウ・ヴァン・モック副所長

もが安心して生活できる社会づくりにつながる。トライ&エラーを繰り返しながら法律をつくり、人材を育て、司法制度を整えてきた日本。その経験を生かして、今、ベトナムで息の長い支援が続けられている。



国家司法学院で使われている「民事事件解決マニュアル」など多くのテキストがJICAの支援で作られた



フレンチコロニアル様式の建築が特徴の最高人民裁判所



2月上旬に日本で行われた「不動産登記」の研修では、東京法務局や日本司法書士会連合会なども訪問。司法省のチャン・ソティアヴィ次官(写真上・左)と国土省のリム・ボアン顧問(写真上・右)は日本の丁寧な法制度に見習いたい」と刺激を受けていた

このフェーズの目玉は、草案の作成主体を、「日本側」から「カンボジア側」に移したこと。「最初からカンボジア側」に移したことは、草案の作成主体を、「日本側」から「カンボジア側」に移したこと。「最初からカンボジア側」に移したことは、草案の作成主体を、「日本側」から「カンボジア側」に移したこと。

さらに今回の研修中、カンボジアの不動産登記制度を大きく変えることとなるかもしれない、不動産登記簿の「バインダー方式」についても学んだ。「日本もかつてそうだったのですが、カンボジアの土地登記簿は、本。1ページに一つの土地情報を記入するので、すぐにいっぱいになってしまふ。その都度、ページが飛ぶので情報がばらばらです。バインダー

う日本独自の方法」。

「日本に学びながら国の法整備を強化していきたい」。そんな思いが強まった。

そこでJICAは99年、「法制度整備プロジェクト(フェーズ1)」を開始。数ある基本法の中でも、人々の暮らしや権利を守る「民法」「民事訴訟法」の整備に取りかかった。まずは、日本有数の学者やベテランの実務家による日本側の作業部会が、現地のJICA専門家と協働で、既存の法規範や現地の慣習も調査した上で法案を起草。これをカンボジア側と一条一条、協議・検討し、2003年には草案が完成した。

しかしもちろん、法律は起草し

て終わりではない。JICAはフェーズ2として、国会で法案を通過させるための法案説明や修正対応などの支援を継続。その成果が実り、07年までに民法、民事訴訟法の2つを成立させることができた。

寝る間も惜しんで日本に学ぶ

現在進行中のフェーズ3では、これら2つの法律を適切に運用するために付属法令の整備を支援。司法省とともに起草作業を進めている。



現地では定期的に関係者がミーティングを開催。カンボジア側の条文案をスライドに映しながら、一語一語、慎重に検討が進められている

この日のテーマは、今まさに、JICAの支援によりカンボジアで起草が進められている「不動産登記関連の共同省令」。約10日間、研修のために来日したカンボジア司法省と国土管理都市計画建設省(以下、国土省)の職員たちが、熱心に質問を投げ掛けている。

1970年代後半、ボル・ポト

政権時代に知識人が大量虐殺され、国内から法律家が一気に消えてしまったカンボジア。法律関係の文献もほとんどが焼失し、内戦が終わったころには、法律関係の人もモノも「ゼロ」に近い状態に。まずは国連がかじを取り、憲法の制定が進められた。

しかし90年代に入っても、整備すべき法律や制度はまだまだ山積み。カンボジア司法省大臣は、隣国ベトナムで行われているJICAの法整備支援の評判を耳にする。

それは、援助国の「押し付け」ではなく、途上国と「協調」して起草を行うとい



JICAの支援によって成立した民法をより浸透させるために、フェーズ3で出版された解説書を現地の大学関係者に手渡すJICAカンボジア事務所的小林雪治次長(左)



カンボジア司法省。JICAの支援により、確実に人材が育っている

カンボジア
from CAMBODIA



復興への道筋を切り開くために

ボル・ポト政権時代の混乱とその後の内乱により、法律そのものも、法曹人材も失ってしまったカンボジア。復興を実現するための基盤を築くべく、JICAは10年以上にわたり、法整備支援を行っている。



協議の内容がリアルタイムで共有されるよう、ネパールとテレビ会議でつないで行われる

て支援している。07年には国連
ネパール政治ミッション（UN
MIN）が発足。JICAもネパ
ールの民主化を後押しすべく、
「地方の貧困削減」「民主化・平
和構築」「社会・経済基盤整備」
を三本柱に協力を実施している。

**国民のための民法へ
起草・立法化に協力**

その中で、民主化・平和構築
支援の一環として取り組んでい
るのが「民主化プロセス支援プ

プログラム。「紛争に逆戻りしな
いための仕組みづくり」をスロ
ーガンに、民主化プロセスを包
括的に支援している。

民主化の主体となる「国民」
を支える「民法の起草・立法化
支援」がその一つ。ネパールでは、
制憲議会が新憲法の制定を進め
る中で、民事・刑事分野の基本
的なルールは150年前に作ら
れた国家法典「ムルキヤイン法
典」に従っている。

しかしこの法典には、さまざま
な弊害があった。まず一つに、
改正を重ねてはいるとはいえ、
現代社会のニーズに沿っていな
い。また、ヒンズー教の倫理規
定的な要素が強く、法律の規定
に違反した場合にどうなるかが
明確に記されていないなど、裁
判の基準としても使いにくいこ
とが指摘されていた。新憲法で
定められる「国民の権利」も十
分に反映されていなかったため、
政府は「ムルキヤイン法典」を
改正・分離する形で、民事、刑
事両分野での抜本的な法改正を
計画していたのだ。

国際社会のスタンダードに沿
いながら、ネパールの伝統と社
会の現状にも調和した法律をつ
くりたい。そんな人々の願い
を叶えるべく、JICAは「民法」
の起草支援を開始。首相に任命
された法曹関係者で結成された

タスクフォースが条文を作成し、
日本のアドバイザーグループ
とテレビ会議や現地セミナー、
日本での研修などを通じて、慎
重に協議を重ねていった。

タスクフォースのリーダーを
務める、ネパール最高裁判所の
キル・ラジ・レグミ判事は、「民
主化を実現するには、女性差別
の撤廃、土地をめぐる紛争解決、
契約関係など、新しく検討すべ
き内容がたくさんありました。
日本が時代の変遷とともに、自
国の法律を変えてきた経験を学
びたかった」と話す。民法を抜
本的に見直し、新たにつくり直
すことは並大抵の苦労ではない。
しかし「ネパールの人々は法律
家としての能力も意識も高く、
私たちが学ぶことも多かった」と
アドバイザーグループ委員
長の慶應義塾大学大学院法務研
究科の松尾弘教授は評価する。

4回にわたる地方の法曹関係
者とのコンサルテーションを経
て、首都カトマンズで昨年3月、
最高裁判所・地方裁判所の裁判
官、検察官、司法省職員、弁護
士会、大学、NGOなどの代表者
が一堂に会し、民法の第一草案
についての意見交換会が行われ
た。家族法、財産法、契約法の
3つのグループに分かれ活発な
議論が展開される中で、「家族法
には男女平等に関する新しい規

紛争に逆戻りしない 民主国家の実現を

1990年代半ばから、10年以上にわたる激しい内戦を経験したネパール。
包括的和平合意締結後、国を挙げて歩み始めた民主化への道を切り開くため、
JICAはガバナンス支援を強化している。



世界最高峰のエベレストを望
み、美しい自然あふれる国ネパ
ール。北部に連なるヒマラヤ山脈は、
世界中の登山愛好家たちにとつ
て、一度は訪れてみたいあこがれ
の地でもある。2011年は「ネ
パール観光年」。国内でさまざま
なイベントを企画し、外国人観光
客の誘致に力を入れている。
しかしそんなネパールも、数年

240年の王政に終止符 新たな国づくりへ

前までは、内戦の地と化してい
た。民主化を求める人民運動が
勃発したのは1990年代初頭
のこと。96年には政府と反政府
勢力マオイスト（ネパール共産
党毛沢東主義派）の武装闘争に
発展。毎日のように各地で激し
い戦闘が繰り広げられ、約1万
3000人も命が失われた。
それでも双方の歩み寄りによ
り、06年に包括的和平合意を締
結。ついに、10年にわたる内戦
に終止符が打たれた。そして08
年4月には国内初の制憲議会選
挙が実施され、翌月に制憲議会
が成立。約240年にわたる王
政の時代に終わりを告げ、つい
に「連邦民主共和国」が誕生した。
そんなネパールの新たな国づ
くりを、国際社会も一体となっ

メディア支援の合同調整委員会において、情報通信省、ラジオネパール、
JICA専門家などの関係者間で熱い議論が交わされた



世界の法律を見てみよう

法律は、世界中どこを見回しても、一つとして同じものはない。
各国の社会や文化的背景などを踏まえ、その国、その時代に最も適した形にしていかなければならない。
さらには、成立した法律が適切に守られ、運用されるための制度やツールも必要不可欠だ。
ここでは、JICAの法整備支援を通じて生まれた“モノ”の一部を紹介。

モンゴル

司法制度の発展を目指して

民事事件判例集(全8巻)／索引集

「プライバシーの侵害」「法律に従ってさえればよい」「ほかの事件の判決など関係ない」という理由で、とにかく裁判内容の公開に消極的だったモンゴルの最高裁判所。しかし、「判決公開はモンゴルの司法制度の発展に必ずつながる」と日本人専門家らが尽力し、モンゴル初の判例集が制作された。そして実際に出版されると、裁判官や弁護士などの実務家に喜ばれ広く普及。大学でもこの判例集を活用して、具体的な事例を取り入れた授業が行われるようになった。町の書店で誰でも購入できるのも特徴で、その売上金を使って、4、5、8巻はモンゴル側が自力で出版した。掲載判例を時系列・裁判所別に並べた索引集に対しても、「便利だ」という声が上がっている。



「法整備支援計画」(2004～06年)

インドネシア

未解決事件の早期解決を促す

調停人養成用DVD

インドネシアの裁判所では、手続きの遅延や、多くの控訴・上告などにより、未解決の民事事件が山積みとなっていた。そこで2007年から、当事者同士の合意による早期解決を促すため、裁判官や弁護士らを「調停人」として養成していくことに。そのためのカリキュラムや教材が、JICAの支援を得ながら作成された。中でも受講生の評価が高いのがこの「調停人養成用DVD」。日本の法曹界の重鎮たちが現地の法律関係者たちと協議しながらシナリオをつくり、それに沿って、インドネシアの現役裁判官らが役者顔負けの演技をしている。内容は、調停の進め方や相手との対話方法などで、実際の場面を想定しながら学べる教材となっている。



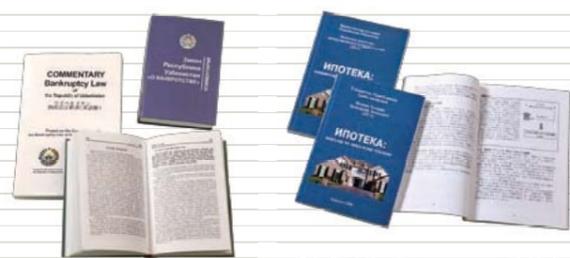
「和解・調停制度強化支援プロジェクト」(2007～09年)

ウズベキスタン

市場経済化を支える

倒産法注釈書／抵当法解説書

旧ソ連時代は「倒産」の概念がなかったウズベキスタン。独立後に「倒産法」が制定されたが、専門家にとっても、新しい制度を理解することは困難だった。そこでJICAの支援により、倒産法的一条一条を解説した本を作成することに。現地の法律家たちを日本の専門家が一から指導し、果てるとも知れぬ議論の末、完成にこぎつけた。単なる条文紹介にとどまらず、その意味や目的を解き明かし、具体的な論点の分析にまで踏み込んでいくのが画期的。今では倒産法といえばこの「注釈書」。若手裁判官たちは「手に届く所に置いて毎日使っている」という。また、債権者を保護するための抵当法の「解説書」を司法省職員向けに作成。図表などを使って分かりやすく解説しており、銀行の法務部などでも利用されている。



「倒産法注釈書プロジェクト」(2005～07年)

「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」(2005～08年)

カンボジア

復興への道を切り開く

民法／民事訴訟法

ポル・ポト政権時代に法制度が破壊され、包括的・体系的に規定された民法規範も存在しなかったカンボジア。その後、民事裁判の手続規定も、時代遅れの内容になっていた。そこでカンボジア司法省は、JICAの支援を受けながら1999年に民法・民事訴訟法の起草を開始。現存する法令や慣習などを調査し、日本側のアドバイザーグループとともに、草案を一条ずつ協議・検討していった。草案が2003年に完成した後も、閣議や国会での草案説明や修正のための協力を行い、07年までに両法が成立。JICAのセミナーなどでは、これらの条文集を手元に置き、現地の法律家たちが議論する姿を見ることができる。



「法制度整備プロジェクト フェーズ1～3」(1999～2012年)



このセッションの議題は「日本の民法下での離婚手続き」。一つ一つの項目において、日本の民法を参考にしながら民法草案の検討が進められた

定が盛り込まれ、時には激論になることもありました。女性が堂々と、積極的に発言していたことも印象的でした」と松尾教授は振り返る。
支援開始から約2年、昨年8月には民法草案が完成。内閣での審議を経て、今年2月に制憲議会に提出された。今後は、新憲法に関する議論を見据え、制憲会で審議されていく予定だ。
JICAは、ネパールの法律家と市民がこの法律を正しく理解し、国民の生活を守る基本的なルールとして社会に定着するよう、民法の解説書づくりなどの支援を検討中だ。

メディアや コミュニティ調停へも支援

「民主化プロセス支援プログラム」では、民法支援のほかにも、選挙管理委員会、メディア、コミュニティ調停への支援が行中だ。

ネパールではテレビが都市部にしか普及しておらず、地方では新聞や雑誌、ラジオが国民の主な情報源。しかし、情報通信省の審査・登録の方針が確立されておらず、300近い放送局が乱立している。また、ある特定の政治勢力が放送局の報道をコントロールしていたり、ジャーナリストに対する迫害が起ったりと、メディアとしての機能を果たしていないのが現状だ。そこでJICAは昨年11月より、ジャーナリストの能力強化、放送法や電波法などの関連法の見直し、全国をカバーする唯一の

放送局である国営ラジオネパールの組織強化などに着手。民主化という、重要な政治プロセスにおける国民への公正な情報提供、健全なメディアの育成を目指している。

また、内戦終了後の政治社会的混乱の中で、国内ではいまだ地方を中心にコミュニティレベルの争議が絶えない。それが引き金となって、大規模な紛争をも引き起こしかねないという。そこで政府は、司法にアクセスしにくい地方部に暫定的・代替的な争議解決のためのメカニズムとして「コミュニティ調停人制度」を導入。昨年1月から、JICAと政府、現地NGOと協働で、中部の山岳部・平野部にある2つの郡をパイロット地区に設定し、地域の安定確保のため、コミュニティ調停や紛争管理の実践に必要なノウハウの移転に取り組んでいる。



メディアの能力強化の一環として、放送網の改善についてラジオネパールの技術者と議論する太田徹也JICA専門家(放送技術)

さまざまな形で民主化の基盤づくりに奔走するネパール。人々を導く明るい光が国の未来へとつながっていくよう、JICAも現地の人々と寄り添いながら、前へ進んでいく。



本邦研修にてJICAの新井泉理事(中央)を表敬訪問したネパール民事法改革改善タスクフォースの面々

やるべきことを見つけた
JICAとの出会い

ウズベキスタンの首都タシケントにあるJICAウズベキスタン事務所。シャリフの愛称で同僚から親しまれているナショナルスタッフのシャリフゾーダ・シャリポフさんは、プロジェクト実施に必要な情報のリサーチや分析に日々追われている。しかし、一時も気を緩めることなく、一つ一つ丁寧にこなしていく。そんな彼の原動力となっているのは、9年にわたって担当する法整備支援に対する熱い想いだ。

ウズベキスタンは、旧ソ連崩壊後の1991年に独立。市場経済体制へと緩やかに移行を進めてきたが、民間の企業活動に必要な法律が適切に運用されていなかった。そこでJICAは、同国の経済発展の促進を目指し、行政手続法や倒産法など企業活動にかかわる法律を中心に支援している。

しかしロシア語やウズベク語でのコミュニケーションなど、日本人にとってはウズベキスタンならではの苦労も多い。でもそんな時、シャリフさんはこう声をかける。「乗り越えられない壁はありませんよ」。JICAウズベキスタン事務所の二瓶直樹職員は、「そんな彼の前向きな言葉にこれまで何度励まされ、刺激を受けてきたか」と話す。常に冷静沈着。しかし二瓶さんいわく、「仕事への情熱は誰にも負けない」というシャリフさん。大学時代に国際

関係学を学び、卒業後は海外報道ラジオ局での記者、旧ソ連諸国の市場経済移行などをTACIS※で支援するなど、自らの夢でもあった、国際的な仕事に携わってきた。そんなシャリフさんに転機が訪れたのは今から9年前、JICAの求人広告を目にした時。「ウズベキスタンの発展には、開発を支援する諸外国の存在は欠かせません。国の発展に貢献したい」と思っていた私にとって、ぴったりな仕事だと思いました」。

法整備支援への
熱い想いを胸に

念願叶って2002年にJICAウズベキスタン事務所に就職。これまで教育分野の支援などにも携わってきたが、今、彼が最も関心を寄せるのが法整備支援だ。「法律は、食料や教育といった最低限必要なニーズと同じぐらい重要なもの。人や企業に、権利を与え、重要なことで、人々の社会生活を守り、企業活動を促進する力があります」。実務に携わっていく中で、自分にもより実践的な法律の知識が必要だと感じ、JICAで働きながら大学に通い、法律の学位を取得した。

これまで特に印象的だった仕事のひとつが、05年からの「倒産法注釈書作成プロジェクト」だ。独立後、国営企業の民営化に伴って倒産法が制定されたが、「施行後間もないことや参考文献がないために定着せず、倒産処理の手続

JICAウズベキスタン事務所 プログラムオフィサー
Sharifzoda Sharipov

シャリフゾーダ・シャリポフさん



JICAウズベキスタン事務所のメンバーと打ち合わせに臨むシャリフさん(左から2人目)と二瓶さん(左端)。全員が「ファミリー」の一員として、一致団結して仕事に取り組んでいる

きが統一されていなかった」という。そこでJICAは、最高経済裁判所が発行を計画していた倒産法の「注釈書」の作成と、裁判官や企業家などへの普及を支援することになった。

日本とウズベキスタンの専門家が協議しながら原稿を作成。当初はロシア語版の出版しか予定になかったが、「地方も含め、多くの人に倒産法を知ってもらうためにはウズベク語版が必要」というシャリフさんの強い後押しにより、ウズベク語版の出版が決定した。当時、共にこのプロジェクトに携わった元JICA専門家の松嶋希会弁護士



ホラズム地方経済裁判所で、ウズベク語版の倒産法注釈書を手取る職員たち。フローチャートなどを使って分かりやすく説明した注釈書は、ウズベキスタンでは画期的だった

は、「肺炎で入院した時も、彼は病床で編集作業を続けていました。その熱意は並大抵ではなかった」と語る。

最終的に、ウズベク語、ロシア語、英語、日本語の4言語版を発行。そしてある日、シャリフさんはうれしそうな顔で出てきた。「バスの中から見たかけた学生が手にしていたのは、私たちがプロジェクトでつくったあの注釈書でした。その時は、法律をもっと分かりやすく知りたいという人々の願いに応えることができたのだと感動しました」。

シャリフさんにとって「法律とはエンパワーメント(能力強化)」。彼自身、日々の生活で幾度となく法律に助けられ、その必要性を実感してきた。それ故に、自国の人々に有益となる法整備を成功させたいという思いは強い。

そんなシャリフさんを、松嶋さんは「同志」と、二瓶さんは「分身」と呼ぶ。その言葉に象徴されるように、彼はJICAとウズベキスタンの関係者をつなぐ重要なパイプ役。JICAのこともウズベキスタンのこともよく知る彼の存在は大きい。

ウズベキスタンには、法令の矛盾や不透明さが残る行政手続法など、まだ改善が必要な法律がたくさんある。自身の法律の知識と経験を生かし、これからは自国の発展に貢献したい。JICA職員や専門家、カウンターパートとともに、シャリフさんの挑戦は続く。

シャリフゾーダ・シャリポフ
1974年ウズベキスタン・タシケント出身。大学で国際関係学を専攻、96年に卒業後は地元ラジオ局の記者などを経験。2002年から現職。主に法整備分野を担当している。



倒産法の注釈書を普及するセミナーが行われた费尔ガナ州経済裁判所前で。シャリフさん(左)と松嶋JICA専門家(左から4番目)もプレゼンテーションを行った



※正式名称はTechnical Aid to the Commonwealth of Independent States。EUの執行機関である欧州委員会が旧ソ連諸国に対し、民主化や市場経済移行を支援する技術協力プログラム。

「ウズベキスタンと日本の架け橋になりたい」

JICAウズベキスタン事務所で働く、シャリフゾーダ・シャリポフさん。自国の法整備に貢献するため、日本とウズベキスタンのパイプ役として奔走している。

第25回
ゲンバの風





ベトナム語と日本語を教え合った両国の生徒たち。お互いの言葉であいさつすると、一気に距離が縮まった

一緒にそば打ちに挑戦。みんなでつくったそばは「今までで一番おいしかった」



先生の協力隊経験で 世界が身近に

3月初旬の山形県米沢市。日本列島の南から春の訪れが聞こえる中、仙台から山形に向かう途中、車窓は突然、雪景色になった。

市街地から車で10分ほど走ると、趣深い洋風の門構えが見えた。国の重要文化財にも指定されているこの建物は、1901年に創立された九里学園高等学校。裁縫女学校、商業女学校、女子高等学校と変遷を遂げ、99年からは共学の普通校に。生徒それぞれが将来の目標に合わせて自由に学べる、多種多様なカリキュラムが人気だ。

そして近年では、米沢から、世界を思いやる心、をばくむべく「国際協力」にも力を入れている。



初めての書道で書いた文字は「友情」



高校生の力で 米沢と世界をつなごう

人間は一人では生きていけない。山形県米沢市の九里学園高等学校では、ベトナムの高校生との交流などを通じて、世界に目を向け、共に学び、助け合う精神がはぐくまれていく。

「人種は違っても、ティリバンジャ（ザンビア語で、みんな家族）。ザンビアと日本はつながっているんだよ」と

九里学園における国際協力のキーパーソンの一人、1年7組担任の鈴木精先生は生徒たちによくザンビアの話をする。2007年から2年間、現職参加で青年海外協力隊として活動していた国だ。

「精先生から話を聞いて、アフリカが一気に身近になりました」と1年7組の童森まいさん。そんな彼女は、職員室の机にあった「子ども兵」の本を見て、目を奪われてしまった。本をめくると、そこには銃を持つて立つ一人の男の子の姿があったからだ。「こんなに小さな子が戦わなければならないなんて」。日本からは想像を超える現実。「もっと知りたい」。週一回ホームルームの「読書の時間」を活用して、クラスのみんなで本を読んで勉強した。そして昨年の文化祭では、クラスの出し物として、子ども兵についてのパネルやCMを作成。「自分たちが学んだことを、多くの人に伝えたい」と話す。

「途上国のことを、現実のものとして、生徒たちに受け止めてほしい」と鈴木先生。「貧困ってなに？」という生徒の疑問に答えるため、カンボジアで活動する認定NPO法人山形国際ボランティアセンター（IVY）のスタッフや国民総

浴衣を着て、日本の文化紹介をする九里学園の生徒たち。「外国の人に説明することで、自分たちの国のことを見直すきっかけにもなりました」



幸福度※1世界第二位のブータンの協力隊OBを呼んで、途上国の「貧しさ」と「幸せ」についての授業を行った。さらに、JICA東北で開催されている「国際協力高校生実体験プログラム」にも積極的に生徒を参加させ、学校の枠を超えて地域の高校生と共に、国際協力について考える機会も大切にしている。

ベトナムとの 高校生と出会う

そして、昨年から新たに取り組んでいるのが「21世紀東アジア青少年大交流計画」※2だ。人と人の交流を通じて、子どもたちに何かを感じ取ってほしい。鈴木先生はそんな願いで、ほかの先生たちと協力して参加を決定。7月には、初めてベトナムから20人の高校生を受け入れた。

もちろん、ほとんどの生徒はベトナムに行きたがるんだらう」と不安と期待でいっぱいだった。当日は、生徒会が中心となって企画した文化紹介やそば打ち体験で交流。夜は生徒たちの家庭にホームステイした。「日本に詳しくてびっくりしました。歴史とかアニメなんて、私たちが知らないこともたくさんあって」。最初は戸惑っていた両親たちも、いつしか家族のように仲良くなっていったという。それから2週間後、今度は九

鈴木先生が 協力隊経験を 一冊の本に。



『ザンビアからの風』
（九里学園教育研究所）
1,500円（税込）

初めてのアフリカ。長年の夢だった青年海外協力隊に参加した鈴木先生が、ザンビアでの2年間の活動を綴った一冊。日本では信じられない文化や習慣、現地での葛藤、活動中のエピソードなどが盛りだくさん。この本を読めば、アフリカや途上国を身近に感じることができるだろう。

※1ブータンの国王が提唱した国民の精神的な幸福度を図る指標。一人当たり国民総所得（GNI）とともに、国の豊かさの指標として用いられる。
※2外務省が2007年から実施しているプログラム。ASEAN諸国、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドを中心に、毎年6,000人の青少年を日本に招致し、交流事業を実施していく。



国際交流の会
とよなか

孤児院を、女性たちの自立の場に

内戦で親を亡くした少女たちが暮らす孤児院「子どもの家」。
今ここで、NPO法人国際交流の会とよなかの支援の下、
彼女たちの自立に向けた活動が進行中だ。

内戦で親を失った子どもたち

ネパールの首都カトマンズから南東に車で約10時間。シンスズリにある「子どもの家」では、姉が妹を寝かしつけるように優しく添い寝する光景がよく見られる。心細くなつて涙ぐむ子に、上の子が優しく寄り添っているのだ。ここは、10年にも及んだ内戦で親を失った少女たちが暮らす孤児院。7歳から18歳までの18人が家族のように一緒に暮らす。中にはストリートチルドレンだった子もいるという。

シンスズリは国内でも内戦が激しかった地域の一つ。農業に頼り切りの生活は貧しく、インドや中東に出稼ぎに出る人も多い。まして、親を亡くした子どもたちは、学校どころか、ご飯も満足に食べることができない。しかしこの地域には、孤児となった少女のための施設は存在しなかった。そこで1999年、NPO法人国際交流の会とよなかの支援によって誕生したの

孤児たちに「ハッピーな将来を

昨年、10年間の教育を終えた「子どもの家」の少女は5人、今年3人が卒業を控えている。「なんとか手に職をつけて、自立の道を探っていきたい」というのが、彼女たちの願いだ。

これまで孤児院では、親族の有無や向学心などに応じて、卒業生の自立を支えるための奨学金を貸与してきた。しかし彼女たちは「施設に残って職業訓練を受けたい」と言う。

その声に応じて始められたのが、JICA基金を活用した自立のためのサポートプログラムだ。まず、「子どもの家」の2階をトレーニングルームとして改修し、作業台



内戦で親を失った子どもたちが暮らす「子どもの家」ではJICA基金を活用して、2階をトレーニングルームに改修。小袋を縫う少女たちが

や棚を新たに据えつけた。壊れていたミシンも修理した。小袋や普段着を作るためだ。技術指導に当たるのは、近くに住む女性。日本からも洋裁の先生を派遣する計画がある。また、現地の伝統画法であるミティラー・アートのトレーニングも積み、その作品はすでに日本で販売されている。「それを買いたい日本人の写真が、彼女たちのやる気を大いに刺激している」と筒井さんは話す。単に技術を学ぶだけでなく、彼女たちに利益が還元されるよう、ビジネスとしてやっていくことが重要なのだ。

サポートプログラムには、野菜栽培や養鶏も含まれる。これらの技術が習得できれば、野菜や鶏肉、卵などを自給できるようになり、農業技術指導員としての道も開ける。「そうなれば、地域の人々からも頼られる存在になるでしょう」。そして、いつか手に職をつけ、自立した孤児たち自身が、「子どもの家」の運営を主体的に担ってくれれば、支援に携わってきた国際交流の会とよなかのメンバーが抱いてきたそんな願いも、実現できるかもしれない。

「少女たちが幼かった時代からずっと見守ってきた多くの人の思いを引き継ぎ、今、一人一人が自立への道をどう歩んでい



現在7歳から18歳の18人の女の子が共同生活を送る「子どもの家」。年長者が年下の子ども世話をし、本当の家族のように暮らす

くかを見つめています」と筒井さん。孤児たちが仲良く生きる、恵まれた場所。は、女性たちが自立するための場所へと変化しようとしている。

「子どもの家」は、英語で「Happy Girls Home」。内戦が生んだ悲劇の孤児たちが自立を果たして、本当の「ハッピー」を手にする日もそう遠くないだろう。

が「子どもの家」。1日3食が提供され、学校にも通わせてくれる。孤児にとってはまさに恵まれた場所だ。また、米や野菜を差し入れたり、夜中に発病した子どもを病院へ連れて行く手助けをしてくれるなど、地域の人々の施設を見る目も温かい。

事務局長の筒井百合子さんは、「子どもの家」を初めて訪れた時のことをこう振り返る。「孤児院と聞いて暗いイメージを持っていたのですが、とても雰囲気明るく清潔で驚きました。特に、子どもたちがはにかみながらあいさつしてくれた時の澄んだ目が今も心に残っています」。

しかし、10年間の教育が終わると環境は大きく変わる。いまだに政情不安が続く、カースト制度の残るネパールでは、女性が自立して生きていくことが難しい。まして親や保護者がいない場合、他人の家の使用人や人身売買の対象になるなど、過酷な人生を歩む可能性が高くなる。孤児たちの卒業後は、決してバラ色ではない。



国際交流の会とよなかの葛西美紗代表は、この孤児院の設立者でもあり、これまで現地を30回以上訪問している

あなたの小さな一歩から始まる国際協力
世界の人びとのためのJICA基金

JICAでは、国際協力に関心のある日本の皆さまからの寄付を、開発途上国の貧困削減や環境保全への取り組みに活用する「世界の人びとのためのJICA基金」で受け付けています。皆さまのご支援をお待ちしております。

寄付金の使われ方

お寄せいただいた寄付金は、途上国の貧困削減、医療や教育の提供、環境問題の解決などに取り組むNGOの活動に充てられます。各支援活動や寄付金事業収支についてのご報告は、「JICA寄付サイト」で公表します。

寄付の方法

「JICA寄付サイト」からお申し込み下さい。クレジットカードによる決済や、銀行・郵便振込みなどがお使いいただけます。
JICA寄付サイトURL: <http://www.kifu.jica.go.jp/>



NPO法人 国際交流の会とよなか (TIFA)
〒560-0022 大阪府豊中市北桜塚4-7-17-109
TEL/FAX : 06-6840-1014
Email : tifa99@nifty.ne.jp
URL : <http://homepage1.nifty.com/tifa/>



塩谷瞬さん 東ティモールで “生きる力”を発見

©ShunShioya

2002年に独立を果たし
新たな国づくりが進められている東ティモール。
今年1月、この国を訪れた俳優の塩谷瞬さんは
未来に向かって立ち上がろうとする人々の力強い姿に
未知なる可能性を見た。

東ティモールの子どもたち。「彼らの笑顔がこの国の未来をつくっていくのだと感じました」

「紙芝居やゲームなど、保健ボランティアが工夫を凝らしながら保健教育に励んでいます。その成果もあり、乳幼児の健康状態にも改善が見られてうれしい」とシエアの吉森悠さん(撮影:久野真一)



新たな国づくりの現場で
感じたこと

「あ、みんなでジャンプしようー」
週末の昼下がり、インドネシアの隣国・東ティモールの海辺で、子どもたちと楽しそうに笑っている一人の日本人がいた。映画「パッチギ」で一躍時の人となり、映画、舞台などで幅広く活躍する俳優の塩谷瞬さん。今年1月、「なんとかしなきゅープロジェクト」の著名人メンバーとして、21世紀最初の独立国であるこの国を訪れた。
400年以上にもわたるポルトガルとインドネシアによる統治の時代を経て、2002年に一国家として生まれ変わった東ティモール。独立後も一時的な混乱はあったものの、現在は平穏を取り戻しつつあり、日本をはじめ国際社会の支援を受けながら、新たな国づくりが進められている。「国の現状、空気、人々の表情を、先入観を持たず素直に見てこよう」。アジアは何度も旅している塩谷さんだが、初めての東ティモール訪問に胸

を躍らせていた。

最初に訪れたのは、首都デイリから南へ車で一時間ほどのアイレウ県コトラウ村。NPO法人シエア国際保健協力市民の会が、JICA草の根技術協力事業で保健医療支援に取り組んでいる地域の「一つだ。保健医療サービスへのアクセスが困難な農村部では、下痢や栄養失調といった予防可能な病気により5歳未満で命を落とす乳幼児も多い。そこでシエアはコミュニティ内で保健ボランティアを育成し、住民自らの力で、乳幼児の健康管理ができるよう支援している。「子どもたちの命は自分たちで守る」という意識と行動が、住民たちの間に生まれていて素晴らしい」と塩谷さんは感心していた。

続いて、青年海外協力隊の金田耕稔さん(青少年活動)が活動する首都の青年センター「Ba Futuru」へ。これは、現地語のテトゥン語で「将来のために」という意味。長年にわたる内戦で心に深い傷を負った子どもたちの「将来」のために、平和構築を目指した紛争解決・人権教育のほか、語学やスポーツ、音楽などのプログラムを行っている。塩谷さんは子どもたちと一緒に、紙風船など日本の遊びにチャレンジ。みんな大喜びだった。

実は塩谷さん自身、家庭の事情で学校にあまり通えず、小学生のころ新聞配達

国際協力を支える 現場の日本人たち

デイリ西部を流れるコモロ川の支流、ベモス川。この川から引かれた水が導

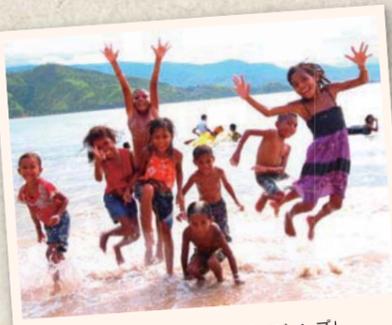
などをして一人で生活したこともある。それ故に現在は、「たくさんの人に助けられて今の自分がある。その恩返しをしたい」と、多忙な俳優の傍ら、国際協力をライフワークとしている。「東ティモールの子どもたちに、たとえ一日でも、心から『楽しかった』と思ってもらいたい。そのために僕に何ができるだろうか」。別れ際、自分に向かって手を振る子どもたちを見ながらそんなことを考えていた。

ヘルメットを装着して、給水施設の建設現場に。「僕も昔、工事現場でアルバイトをしていたことがあります。皆さん、仕事に対する姿勢はさすがプロフェッショナルですね」(撮影:久野真一)



水管を通り、浄水場を経由して首都に供給されている。しかし04〜05年に発生した洪水により導水管が破損。現在、日本の無償資金協力により、給水施設緊急改修工事が進められている。工事を担当するのは大日本土木株式会社。文化の違いなどから現場の作業員たちと衝突することもあったが、「ただ怒るのではなく、きっちり目の前でやって見せることが大切だ」と同社のプロジェクト責任者の阿南正典所長。塩谷さんは「毎日同じ作業の繰り返し。現場の雰囲気づくりのために誕生会などのイベントを企画していると聞き、阿南さんの人間的な深さ、温かさを感じました」と感銘を受けていた。
また、国内有数の稲作地域であるマナツト県では、JICAの稲作支援の現場を視察した。主食であるコメの半分以上を輸入に頼る東ティモールに対して、JICAは日本が持つ緊急無償資金協力で修復した灌漑施設を活用し、コメの生産性向上などに取り組んでいる。JICA専門家古殿晴悟さんから説明を受けながら、塩谷さんは「支援に頼りきりにならず、村人たちが自分たちでできることを探していく必要がある」と話した。
1週間の旅を通じて、自分なりの国際協力のヒントを得た塩谷さん。「現場で汗を流している日本人の姿、そしてそんな彼らの助けを得ながら未来に向かって立ち上がろうとしている人々がいること

Shun's photos



塩谷さんの掛け声と同時にジャンプ!
©ShunShioya



恥ずかしそうにレンズを見る女の子
©ShunShioya



日本が支援した水道から出る水は「おいしい」
©ShunShioya

HP: shunshioya.com/
ブログ: ameblo.jp/shunshioya/

今回の訪問に先立ち、オリンパス株式会社がCSR活動の一環としてデジタルカメラを塩谷さんにプレゼント。「東ティモールの人々の表情や風景、国の実情などを、写真を通じて伝えていきたい」

を、しっかりと伝えていかなければ。そう強く語る彼の瞳の奥には、確かに、静かな熱い思いが見えた。
今を生きている。これは、塩谷さんが座右の銘としている言葉だ。今回、現地でもまさに、今を生きている。人々の姿をその目に焼き付けてきた塩谷さん。これからも、世界中の「生きる力」を私たちに伝えてくれることだろう。

※途上国の現状について知り、一人一人ができる国際協力を推進していく市民参加型プロジェクト。実行委員会は、NPO法人国際協力NGOセンター(JANIC)、JICA、国連開発計画(UNDP)。

法整備の先にある 国の明るい未来を目指して

JICA公共政策部で、法整備支援を担当する鳥居香代さん。国の根幹を成す法律の整備を支援することで、その先にある経済発展や安定した社会の実現を目指している。



ネパール民法の支援のため、地方の裁判所で現状を調査する鳥居さん

大

学時代、カンボジアから難民として日本に来た友人がいました。ボル・ポト政権時代に体験したことやタイの難民キャンプでの生活についての話は、当時の私にとつても衝撃的で、そのころから漠然と開発途上国にかかわる仕事をしたいと思うようになりました。大学卒業後はいったん民間企業に就職したのですが、やはり自分の関心に合った仕事をしたと思い、退職してイギリスの大学院に留学。帰国後は「今度こそ途上国にかかわる仕事をする」と心に決め、JICAジュニア専門員などを経て、1998年にJICAの職員になりました。

JICAに入ってから、アフリカや農業分野の協力などを担当。その後、国連食糧農業機関(FAO)アジア太平洋事務所勤務した際には、スマトラ沖地震・インド洋津波災害の復興支援などに携わりました。さらにJICAバングラデシュ事務所の企画調査員として、援助調和化の取り組みやガバナンス支援を経験してきました。

現在担当しているのは、法整備と民主化に対する協力です。途上国の発展のためには、何よりもその国が自らの力で、国民の意思を反映しながら自国の資源を投入・配分・管理できること、政府と市民の健全な関係の下に社会が運営される仕組みがでることが重要です。いわゆる、ガバナンスですが、これがなければ、持続的な発展が阻害



JICA公共政策部
ガバナンスグループ法・司法課
課長

鳥居 香代
TORI Kayo

大学卒業後、民間企業勤務、イギリス留学を経て1998年JICAに就職。基礎調査部、アフリカ中近東欧州部、農業開発部、秘書室(いずれも当時)、国連食糧農業機関アジア太平洋事務所(在バンコク)、バングラデシュ事務所を経て、2008年4月より現職。

されるだけでなく、海外からの援助も最終的に途上国の一般市民に還元されません。そしてガバナンスの改善のためには「法の支配」の確立が重要となります。私たちJICAは、日本の大学や法務省、日本弁護士連合会など、さまざまな立場の関係者のご協力を得ながら、その国の開発課題に法整備支援を通じてどう貢献するのか、その固有の問題にどういう配慮が必要か、さらには、ほかのJICA事業との相乗効果や他ドナーとの調整、連携をどう図っていくかなどを検討しながら、案件の形成や実施監理を行っています。

これまでの仕事の中で、とても印象に残っている言葉があります。紛争後の国づくりの一環として、民法起草を支援しているネパールでのこと。プロジェクトのカウンターパートである最高裁判事が現地の司法関係者に対してこう語り掛けたのです。

「憲法は政治の変遷でこれまでも大きく変わってきたが民法は違う。この民法は100年続くのだから、そのつもりでみんなですっかりと考えてほしい」

もちろん、社会の変化に応じて今後ネパール人自身の手で改正されていくと思いますが、民法という社会基盤の最も重要な部分に協力できるというのは、援助機関の職員として冥利に尽きます。

私たちが一緒に仕事をする相手の多く

は、現地の法律の実務者や司法省の職員などです。共に業務に当たる中で感じるのは、彼らは皆、自分たちの今の仕事で国の基盤をつくっていくのだという自負を持ち、法律や制度をより良いものに改善していくという強い使命感を持っていることです。

ただ、私たちの支援は、彼らのためだけではありません。彼らの努力を後押ししながら、一緒に、その先にあるものを目指すべきだと考えています。例えば、「法整備によって取引がより促進されることで民間の活動が活性化する」、「より公正な裁判が行われることで、金や力による不公平な判決で泣き寝入りする人が減る」、さらには「法に対する人々の信頼が向上して人々の遵法精神の向上や社会の安定に寄与すること」などです。

こういった成果が感じられるまでには長い時間がかかりますし、援助でできることはその一部にすぎません。しかし、私たちの支援が「究極的には何を目指しているのか」を常に念頭に置き、これからも取り組んでいきたいと思っています。



調停制度をモンゴルに導入するプロジェクトの協力枠組みを、最高裁判所などと合意

「東北地方太平洋沖地震」に対するJICAの取り組みについて

01

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震につきまして、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

JICAは被災地の一日も早い復興を願い、3月22日現在、以下のような取り組みを行っています。

●福島県からの要請に基づき、福島第一・第二原子力発電所付近で避難指示の出ている地域住民の方を対象に、JICA二本松（福島県二本松市）の講堂や宿泊棟などの施設を避難所として提供しています。

●国連災害評価調整チーム(UNDAC)に対し、JICA東京(東京都渋谷区)内の活動スペース、必要機材類を提供しています。

●人工透析を必要とする被災者の方に対して、JICA東京では、宿泊先として最大100人の受け入れを実施中です。

●全国の国内拠点では、各都道府県の自治体を経由し、救援物資を送付しています。

●4月1日から開始予定の「平成23年度JICAボランティア春募集」の応募受付を当面延期します。今後の日程につきましては、決定次第あらためてお知らせいたします。

今後もJICAとして、できる限りの支援を行う予定です。最新情報は、JICAホームページ(www.jica.go.jp/)で確認してください。

“森をつくる農法”から生まれたチョコレートが新発売

02



ミルクとビターの2種類がラインアップ

JICAが日系移住者の支援を続けるブラジル北部アマゾンにトメアス地方では、アグロフォレストリーと呼ばれる農法でカカオ豆が栽培されています。今回、このカカオを使ったチョコレート「アグロフォレストリーチョコレート」が、明治製菓株式会社から新発売されました。

アグロフォレストリーとは、Agriculture(農業)とForestry(林業)を組み合わせる言葉で、森をつくりながら農作する方法。収穫期が異なるコショウやカカオ、パッションフルーツなどの熱帯果樹とマホガニーやブラジルナッツなどの樹木を混植することで、農業と森林の保護・再生の両立を可能にします。さらに、単一栽培より耐病性が高く、環境に優しい有機農法であるという特徴があります。

この農法はトメアスの日系移住者が試行錯誤しながら確立したものです。パッションフルーツといった作物を、JICAの支援で設立された加工工場でジュースなどの製品にし、国内外に出荷できたこともアグロフォレストリーの推進に役立ちました。

明治製菓では、トメアス産カカオを使用することでこの農法の普及による森林保全を支援したいと、チョコレートの商品化。多くの消費者の目に留まり、環境保護への関心を高められればとの思いも込められています。

知花くららさん スリランカ訪問報告会

03



スリランカについて語る知花さんとジョンKさん

2月26日、JICA地球ひろば(東京・広尾)で「知花くららさんとかしなきや！トークイベント」が開催されました。このイベントは、昨年8月に「なんとかしなきや！プロジェクト」の一環でスリランカを訪ねた知花くららさんが、現地で見たと感じたことを一般市民に伝える場として企画されたもの。当日は約260人が来場し、知花さんの話に熱心に耳を傾けました。

WFP国連世界食糧計画のオフィシャルサポーターでもある知花さんは、今回、紛争のつめ跡が残る北部地域を訪問。日本が無償資金協力で建設したマナー橋を実際に歩いて渡り、「この一本の橋は、人々の生活に役立っているだけでなく、国の平和を願い一筋の光を放っているようにも感じた」と話しました。また、青年海外協力隊の活動視察で訪れた障害者施設から届いたビデオレターが会場のスクリーンで流されると、「また来てくださいな」という現地の人々のメッセージに涙ぐむ場面もありました。

「スリランカの光と影を皆さんにも知ってもらいたい」と知花さん。「100やらずでもいい。50でもいいんです。Oより何か行動することが大切なんだと思います」と力強く語りました。MCを務めたジョンKさんも「知花さんの存在を通じて、これからも国際協力で興味を持ち続けてほしい」と訴えました。

「よこはま国際フォーラム2011」が開催

04



JICA横浜のセミナーは参加者で満席に

2月11・12日にJICA横浜(神奈川県横浜市)で、よこはま国際協力・国際交流プラットフォーム(通称「よこはまCプラットフォーム」)主催で「よこはま国際フォーラム2011」が開催されました。横浜を拠点に国際協力や国際交流に取り組む団体の活動報告のほか、開発途上国の現状を体感できるワークショップなど39のセミナーが行われ、1300人(2日間の講座参加延べ人数)を超える来場者で賑わいました。

JICA横浜が実施したセミナーは、フェアトレードと平和構築がテーマ。アフリカなどで行っている一村一品運動やカンボジアでの地雷除去活動など、JICAの事業について紹介しました。立ち見が出るほどの盛況ぶり、来場者から「国際協力で携わっている人の生の声が聞けてよかったです」という感想も聞かれました。

よこはまCプラットフォームではこのフォーラムのほかに、世界の料理、音楽、パフォーマンスを通じて国際協力や国際交流を学ぶ「よこはま国際フェスタ2010」も2010年10月に開催。JICA横浜は、今年度もこの二つのイベントに参加する予定です。

イチオシ!

M OVIE

『Pink SUBARU』

主人公は寿司職人のアラブ人、ズベイル。稼いだお金でようやく手にした彼の愛車「スバル」が、何者かに盗まれたところからストーリーは始まる。ズベイルが住むイスラエルのタイベはパレスチナ西岸地区との境界線沿いにあり、車泥棒が多く住む街として有名。地の利を生かし、中心部で盗んだ車をパレスチナ西岸の街トルカレムに運ぶのだ。そこで車は解体され、再び組み立てられて販売される。イスラエルでは日本車の「スバル」は大人気で、幸せの象徴。長年の夢だった妹の結婚式が目前に迫る中、姿を消した愛車を彼は取り戻せるのか。紛争のイメージが先行するこの地域で繰り広げられる、ささやかな幸せを求める“普通”の人々の生活を描いた作品。



© Revolution ink.

2010年／イタリア・日本／98分

監督：小川和也

出演：アクラム・テラーウィ、ラナ・ズレイク、ミハ・ヤナイほか

公開：4月16日(土)より、UPLINK X(東京・渋谷)にてロードショー

URL：www.pinksubaru.jp

E VENT

「世界中の子どもに教育を」キャンペーン2011 世界一大きな授業～女の子と女性の教育～

学校に通えない世界の子どもたちについて考える授業を、日本全国で一斉に行うキャンペーン。昨年は、小中高351校から約4万人が参加している。事前申請すれば、小中学校や専門学校などグループ単位で誰でも参加できる。今年は、「国際女性の日」(3月8日)100周年に合わせ、「女の子と女性の教育」がテーマ。途上国での教育の現状や、女の子や女性が教育を受ける意義などを皆で考えてみよう。

期間：4月18日(月)～24日(日)

参加条件：全国の小中高校、大学、専門学校、塾、グループなど

参加費：無料

参加方法：ホームページより

URL：www.jinne.org/gce2011/

問：「世界中の子どもに教育を」キャンペーン事務局(プラン・ジャパン内)

TEL：03-5481-0030

B OOK

『モノから見える世界の現実 軍服のモスキート』

太古の時代から人間を悩ませ続けてきた小さな生物、モスキート=蚊。蚊が媒介するマラリアは、結核、HIV/エイズと並ぶ世界三大感染症の一つだ。世界人口の約半分の30億人が危険にさらされており、年間の感染者は3~5億人、うち死に至る約100万人には多くの幼い子どもたちも含まれている。効果的なマラリア対策のために必要なのは、まず「敵を知る」ことから。マラリアと植民地・戦争の関係のほか、温暖化の影響による分布の変化や駆除の歴史など、幅広い視点から蚊の脅威を知ることができる一冊。

この本を
1人の方に
プレゼント
詳細は
38ページへ



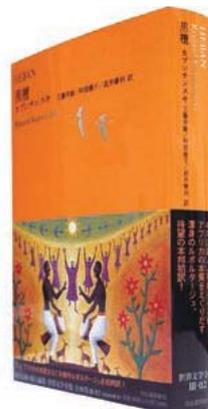
リチャード・スウィフト 著
森下麻衣子 訳
合同出版
1,155円(税込)

B OOK

『池澤夏樹=個人編集 世界文学全集Ⅲ-02 黒檀』

ポーランドの新聞・雑誌・通信社の特派員として100カ国以上を訪れ、数々の傑作ルポタージュを世に送り出したジャーナリスト、カプシチンスキ。徹底した現場取材を貫き、いわゆる「第三世界」の人々の声を世界へ届けることを使命としていた彼が、40年以上にわたって追ったのがアフリカだ。その中から、ポーランドの日刊紙に連載されたルポを翻訳したのが本書。ウガンダの独裁者の素顔に迫る「アミン」やアフリカ最大の青空市場を描く「オニチャの大穴」など、一般市民の生の声をもとに綴られた真実の物語が収められている。

この本を
1人の方に
プレゼント
詳細は
38ページへ



リチャード・カプシチンスキ 著
工藤幸雄/阿部優子/武井摩利 訳
河出書房新社
2,730円(税込)

Ecuador

[エクアドル]

文・写真=すずき ともこ(エッセイスト)

森の民に迫る危機

シュアール族の娘。家族のきずなと森の知恵を大切に、今でも自給自足に近い生活を営んでいる



彼らの普段着は民族衣装ではなく、町の人々と同じ洋服だが、日常にシュアール語を話し、時には吹き矢を使って狩りをする



C



D

C.町の土産物屋で見つけた干し首のレプリカと祭りでは使われるナマケモノの干し首。祭りでは村中の人々が、三日三晩歌って踊って食べて酔いしれる。D.スーフの実で染めた幾何学模様。一度塗ると洗っても1か月間は落ちない。かつては村中の娘たちが顔に模様を描いていたという



A



B

A.家には親子3世代がいつも集い、にぎわっている。室内に仕切りはないが、中心に台所、端に寝室、書斎、来客用の空間と分けられてあった。B.アチョテの実で化粧をする村のおばあさん。鮮やかな朱色は血も表す。部族間で戦っていたころは体中を朱色に染めていたそうだ

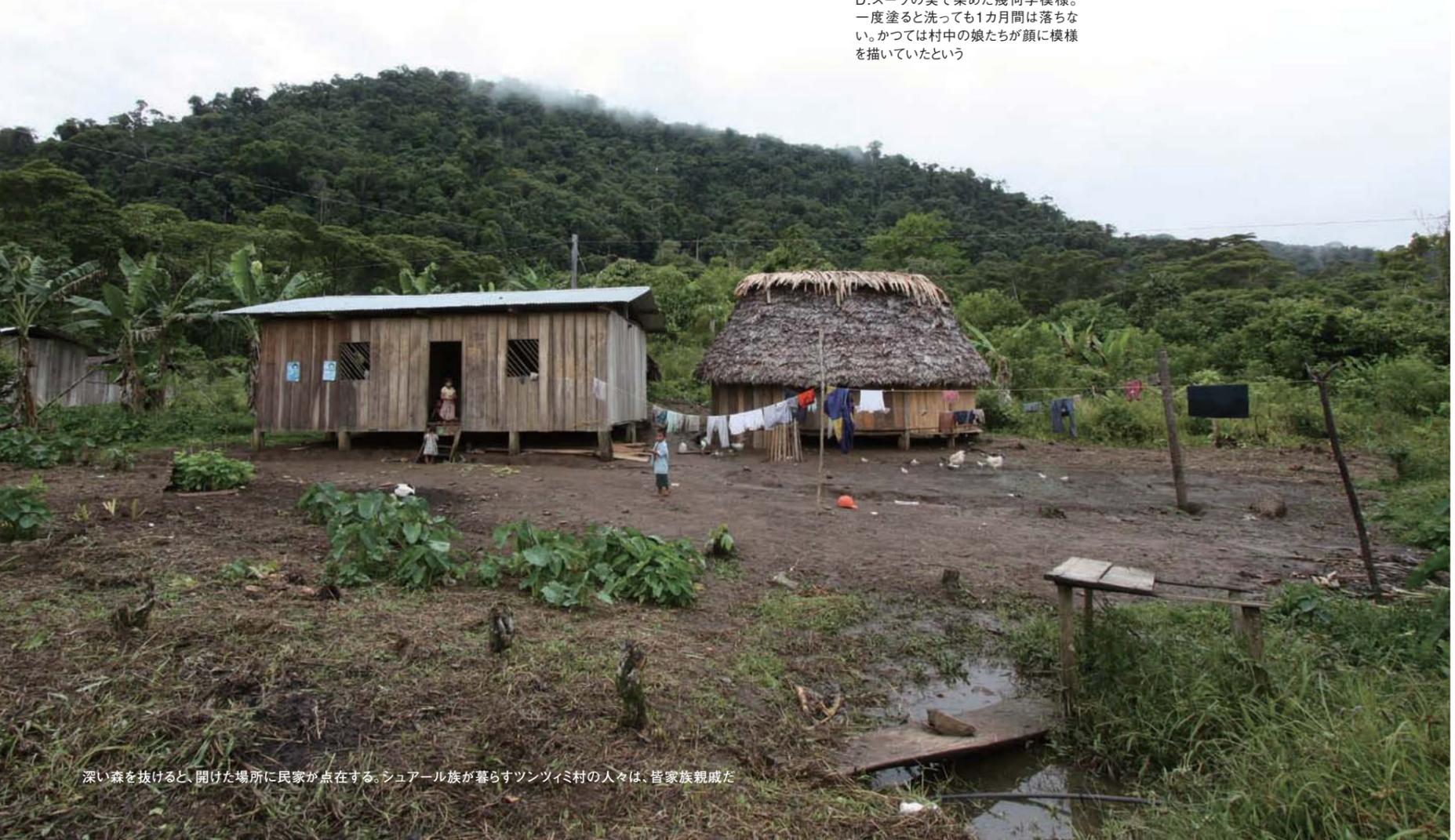
エクアドル南東部のアマゾン盆地。赤土がむき出しになったがけをよじ登り、うっそうと茂る熱帯の森を突き進む。目指すは、かの首狩り族で知られるシュアール族が暮らす村。

国道から外れて6時間。山の中をひたすら歩き続けると、森が開けて集落が見えてきた。到着するやいなや、村人たちはイモの濁酒で温かくもてなしてくれた。

しかし、ここに来る前に立ち寄った町の人のシュアール族に対する印象は、とてもいいものとは言えなかった。「すぐに気が変わるから信用できない」

「怒ると弓矢や石で暴力をふるう」などと敬遠されていた。

また、シュアール族はかつて、部族抗争で負けた酋長の首をミニチュアのはく製に加工する習慣があり、部族と接点を持たない都会の人たちは今でも彼らを恐れていた。だが、実際に集落を訪ねてみて分かったのは、争わなくなった現代のシュアール社会は平和で、家族や親戚を大切にしているという。小さな畑を耕しながら、森や川で捕れる肉、魚、木の实、果実など自然の恵みに感謝しながら静かに生活していた。



深い森を抜けると、開けた場所に民家が点在する。シュアール族が暮らすツンツイミ村の人々は、皆家族親戚だ



シュアール族の主食は3種類のイモ。一番好きなのはサトイモだ。植え付けと掘るのは女性の仕事、木を切り倒して畑を開墾するのは男性の仕事と役割分担がある

シュアール族が暮らす熱帯雨林は、ペルーとの国境に接している。十数年前に国境で紛争が起こった時には、その土地のことをよく知っていると、ただでジャングルの最前線で戦わされ、犠牲になってきた。現在はそんな悲しい過去があったとは思わせないほど、村はかわいらしい子どもたちの笑い声で溢れ、雄大な自然に囲まれながら生活している。

だが、再び危機は迫っていた。森に、金や石油が眠っていることが分かったのだ。

土地を自分のものにしてしまうと、さまざまな権力者がシュアール族を立ち退かせようとする一方、「金や石油を採掘し始めたら、私たちの森が破壊され、鳥や動物たちはみんないなくなってしまう。川が汚染されれば、魚もきれいな飲み水も失われてしまう。生まれ育ってきた素晴らしいこの土地を、誰にも譲ることはできない」とシュアールの人々はかたくなに拒む。

しかし、かつて自給自足で成り立っていた彼らの生活も少しずつ変化し、子どもの教材を買うための費用や町へ用を足しに行くための現金も必要になってきた。お金のために、いつか、シュアールの人々は森を捨てることも考えるかもしれない。



咳のし過ぎで肝臓が下がってしまったと思われる赤ちゃん。おなかをマッサージして治している様子

「けれど金や石油の利権がほしいという者たちは、この土地使用に関するお金の話は一切しようとしなさい。水源だった川の代わりにミネラルウォーターを毎日くれると言う。牧草や畑に必要な水だけで、ミネラルウォーターが何本あるか考えたことがあるのだろうか。そんな方法の給水は1日で中止になるに違いない」

そう話すシュアールの人々は、昔から先住民の生活を真剣に考えない権力者たちを見て、ただあきれたように笑っただけだった。

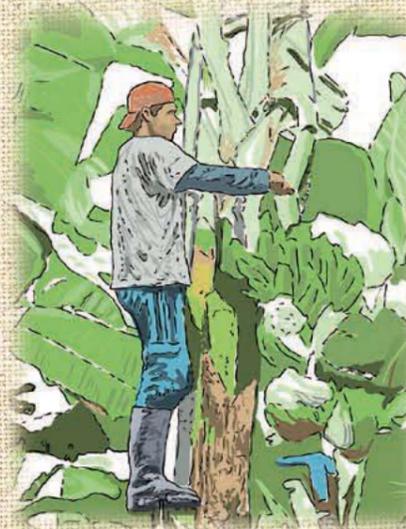


地鶏の肉と木の芽が入った塩味のスープを、ゆでた青バナナとサトイモと一緒に食べる。おかずはバナナの葉で包み、蒸し焼きにした鶏肉とキノコだ



E 夕暮れ時、子どもと母親が列になってシラミを取り合っていた。時々口にしてはいたが、それもタンパク源なのだろう
F アマゾン原産のユッカイモをかんて発酵させて作る「チッチャ酒」。シュアール族の大好物だ

バナナ輸出量が世界一(2008年)。
日本はフィリピンに次いで
同国から輸入している。



8つ、活火山を抱える火山国。
2009年12月にはトングラウア火山が噴火し、
近隣住民が避難。



「エクアドル」とはスペイン語で「赤道」。
近くには記念碑があり、観光名所となっている。



世界自然遺産の第一号に認定された
ガラパゴス諸島には、イグアナやゾウガメなど、
希少な固有種が多く安息する。



首都：キト
面積：25.6万km²(本州と九州を合わせた広さ)
人口：1,400万人(2010年)
公用語：スペイン語、ケチュア語
宗教：キリスト教(カトリック)
1人当たり国民総所得(GNI)：3,970ドル(2009年)
経路：日本からの直行便はなく、アメリカでの乗り継ぎが一般的。
通貨：米ドル(USD) 1USD=約81円(2011年3月現在)
気候：アンデス山脈の高地、海岸地方の平地、アマゾン熱帯雨林、
ガラパゴス諸島と、変化に富む4つの気候区分がある。6月～10月は乾期、11月～5月は雨期。

JICAの活動
in エクアドル

さまざまな
アクターと連携して
貧困の改善を

著しい経済成長の影で、その恩恵から取り残される
地方や社会的弱者の人々。JICAはこの格差を是
正するために、さまざまな支援を行っている。

練機構(SECAP)に対し、難民や障害者
などの社会的弱者に特化した職業訓練
コースの運営を指導。従来の訓練コース
は産業人材の育成が中心だったが、政府
が実施する社会的弱者支援の一環として、
縫製やパン製造、自動車整備などの
短期コースを新たに設置。国連難民高等
弁務官事務所(UNHCR)とともにニーズ
調査や受講者の選定・推薦を行っている
ほか、コロンビアなどの第三国から専門家
を招くなど、多様なアクターと連携ながら
コースの充実化を図っている。

また、初等算数教育のカリキュラム改
善や看護師の育成など、教育、保健、スポ
ーツなどの分野でJICAボランティアが活
動中。さらに、複数の分野の個別専門家
が派遣され、地域振興のための一村一品
運動の理念の普及、国の植林計画の策
定に対する助言などを行っている。



チンボラソ県での貧困削減
プロジェクトの一環で、農村
の収入向上を図るため、輸出
用有機キヌアの生産を支援

社会的弱者のための職業訓練強化プロ
ジェクトで、独自に開発した肢体障害者
対応マシンで職業訓練を受ける受講者



一村一品運動の普及
のため、カルチ県知事
とのミーティングに出席
する地域振興アドバイザー(左から2人目)

2008年末の世界金融危機の影響を
受けながらも、それまでの5年間に約4～8
%のGDP(国内総生産)成長率を維持し
たエクアドル。しかし一方で、いまだ1日2
ドル以下で暮らす人々の割合が12.8%
(07年)を占めるなど、貧困が大きな課題
の一つとなっている。

国の経済を支えているのは、石油、コー
ヒー、バナナといった主要産品の輸出入
産業だが、国際情勢や天候などで価格変動
の影響を受けやすく、経済が安定してい
るとはいえない。また、首都キトなどの都市部
では着実に開発が進められているものの、
山岳地域は貧困率が高く、都市と地方で
貧富の差が拡大している。

これらの課題の解決を目指しJICAが
行っているのが、「チンボラソ県貧困削減
のための持続的総合農村開発実施体制
強化プロジェクト」。交通アクセスが難し

い山岳地帯にあるチンボラソ県は、国内
でも貧困率が高く、こうした山岳地帯の貧
困を削減するには、自然資源の劣化に起
因する複合的な問題に対応するために、
中長期的な視点に基づいて開発していく
必要がある。そこでJICAは、持続的な開
発の基盤を構築することを目指し、農牧、
保健、教育、環境など複数の関係省庁と
同県審議会との連携による農村開発計
画を推進。さらに複数の農村をパイロット
村として選定し、農民学校の開催やミニ
プロジェクトの実施を通じて住民たちの
“開発当事者”としての意識の醸成や、集
落の自立発展に必要な基礎づくりを行
い、彼らが伝統を守りながら主体的に貧
困解決に取り組めるよう住民参加型によ
る開発を目指している。

また、「社会的弱者のための職業訓練
強化プロジェクト」では、エクアドル職業訓



12種類もの材料で作られる期間限定の伝統料理
編集協力：笠井嘉枝(シニア海外ボランティア)

【ファネスカ】
【材料(4人前)】
アパ(ラマメ)・チヨチヨ・チヨクロ(トウモロ
コシの一種)・フリホル(インゲンマメ)・ア
ルベハ(グリーンピース)・レンテハ(レンズ豆)
それぞれ2分の1カップ/バラオ(干しダ
ラ)10センチ程度/メジヨ(ジャガイモの一
種)1カップ/カボチャ4分の1個/サンボ
(ウリの一種)2分の1個/タマネギ1個/パ
セリ大さじ2(以上12種類)/牛乳3カップ
/ゆで卵2個/チフレ(バナナを揚げたも
の)・塩コショウ少々
【作り方】
1. 干しダラを水に漬け、一晩置いて塩抜き
をする。
2. カボチャ、サンボを一口大に切る。
3. みじん切りのタマネギとパセリを油で炒
めたら、その中に全材料を入れ、浸るく
らいの水を加えて煮る。
4. 豆類が柔らかくなったなら牛乳を加え、塩
コショウで味付けし、ゆで卵とチフレを
飾ってできあがり。

エクアドル料理で有名なものは、クイ(モ
ルモットの一種)の丸焼き。田舎に行け
ば、たいていの家でクイを飼育している。
先住民が暮らす村では貴重な動物性タ
ンパク質であり、一番のごちそうだ。ま
た、「チャンチョ」と呼ばれる豚の丸焼き
や、大豆に似たチヨチヨという豆を使った
マリネ「セビツチエ・チヨチヨ」もエクア
ドルの人々の大好物。
そして、山岳地域シエラ独自の伝統料
理といえば、4月下旬のセマナサンタ(イ
エス・キリストの復活を祝う聖週間)に食
べられる「ファネスカ」。キリスト教徒は
この時期に赤身の肉を食べることを禁じ
られているため、魚料理のファネスカが振
舞われる。
魚の中でも干しダラを使うのが一般
的で、トウモロコシ、豆などの穀類、カボチ
ヤなど12種類の食材と一緒に煮込む。地
域や家庭で材料は自由に選べるが、共通
するのは12種類入れること。「イエスの12
人の弟子」にちなんでいるという。

エクアドル料理
豆と干しダラのスープ
「ファネスカ」



「12月号 特集「鉄道物語 ニッポンから世界へ」を読んで」

■古くなった日本の車両が、アジアなどで活躍している様子を知ることができました。JICAが、ソフト・ハード両面からこれらの国々を支援していますが、技術の安全性や正確さだけでなく、交通手段など、社会的な側面からも支援していくことが必要だと思われます。日本の文化のすばらしいところを、これらの国々の人たちに紹介して行ってほしいものです。
(東京都・58歳・男性・教諭・多田統一)

■普段、何気なく利用している電車が、まさか日本以外の国でも役に立っていたのだとは知らず、感激しました。また、日本での技術が他の国々で認められていることは、素晴らしいことであると感じました。
(宮城県・21歳・女性・フリーター)

「1月号 特集「新たな国際協力の世界 新興ドナーとつくる未来」を読んで」

■途上国と考えられていた国々が経済成長し、援助される側からする側へ成長できることはとても喜ばしいことです。援助の形も変化して更に効果を生み出している。世界中が援助を必要としない国になることを願っています。
(愛知県・60歳・女性・主婦)

■自分達だけが豊かになっても、それは本当の豊かさとは言えない。新興ドナー達のそんな気持ちを感じた。不況で考えも閉塞的になりがちな今、私はそういう気持ちを忘れていないだろうかと考えさせられた。
(東京都・34歳・女性・無職)



本誌をご希望の場合は
下記方法で
お申し込みください。

申込方法

本誌をご希望の方には、送料をご負担いただく形でご送付いたします。巻末の払込取扱票に、氏名・住所・電話番号・ご希望の送料期間・送付開始月を明記の上、指定の金額を郵便局でお支払ください。入金確認後、発送手配をいたします(入金から1週間程度かかることもありますのでご了承ください)。複数冊、またはバックナンバーをご希望の方は送料が異なりますので、下記までお問い合わせください。

申込先 (株)国際開発ジャーナル社 業務部(発送代行)
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂2-13-19 多聞堂ビル
TEL 03-3584-2191
FAX 03-3582-5745
Email order@idj.co.jp

本誌へのご意見・ご感想や
JICAへのご質問を
お寄せください。

プレゼント
付き

添付のアンケートはがき、Eメール、FAXから、本誌に対するご意見やご感想、またJICAへのご質問を、氏名・住所・電話番号・職業・年齢・性別・ご希望のプレゼントを明記の上、お送りください。ご記入いただいた個人情報統計処理およびプレゼント発送以外の目的で使用いたしません。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

◎応募締切：2011年5月15日

Email: jica@idj.co.jp
FAX: 03-3582-5745 (『JICA's World』編集部宛)

- ① スラム女性の布製品 (商品名を明記してください)
- ② 書籍『軍服のモスキート』(p30参照)
- ③ 書籍『黒檀』(p30参照)



次号予告 (2011年5月1日発行予定)

グローバル人材の育成

グローバル化の進展に伴い求められる「グローバル人材」の育成に関するJICAの取り組みを特集します。

訂正とお詫び：2011年3月号の表紙のキャプションに誤りがありました。ここに訂正し、お詫び申し上げます。
[誤] 栃木県の益子焼や三重県的美濃焼を…
[正] 栃木県の益子焼や岐阜県的美濃焼を…

JICA's World

APRIL 2011 No.31

編集・発行 / 独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency : JICA

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL : 03-5226-9781 FAX : 03-5226-6396 URL : <http://www.jica.go.jp/>
本誌掲載の記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。



©Yuki Asada

スラム女性の布製品で地域を元気に

ケニアの首都ナイロビ市街地から車で20分、閑静な住宅街の外れにあるキバガレスラム。狭い空間にプレハブ小屋がひしめき合い、1万5,000もの人が身を寄せ合って暮らしている。

電気や水道、トイレもない家がほとんど。雨が降れば道はぬかるみ、周りにはごみだらけ。仕事も日雇いがほとんどで、安定した収入を得られる人は少ない。人々はそんな現状にも、どこか“諦め”を抱いていた。

そこで声を上げたのが、青年海外協力隊OBの市橋隆雄牧師。「彼らが貧困の中から希望を持ち、未来に向かって意欲的に生きられるように」。そんな思いで2003年、地元の教会と「コイ

ノニアエデュケーションセンター」を設立。貧しい子どもたちを対象に教育の機会を提供してきた。

また、スラムの女性たちの生計向上のため、04年からは母親に対しても洋裁、編み物の技術を指導。“何か”に挑戦する機会を与えられた女性たちは、慣れない作業にも根気強く取り組んでいるという。

ケニアの伝統的な布カンガやキコイを使用した布製品は、ケニア在住の日本人にも人気。「技術を得ることで自信が生まれ、家族にも良い影響が広がっています」とボランティアの佐藤幸子さんは話す。

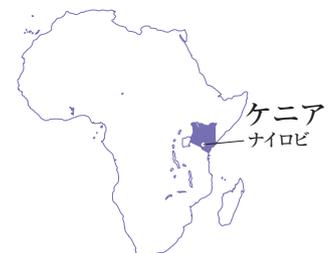
女性たちの元気が素となり、キバガ

レスラムでは今、地域おこしの風が吹き始めている。



作業場はいつも生き生きとした女性の笑顔に包まれている

★エプロン、エコバッグ、鍋つかみを各2人、ティータオルを3人にプレゼント！詳細は38ページへ→





Vol. 8

「なんとかしなきゃ! プロジェクト」サイト (nantokashinaky.jp/)では、東北地方太平洋沖地震の被災地を支援しているプロジェクトメンバーの活動状況について紹介しています。

PROFILE

1968年ニューヨーク出身。大学卒業後、大手コンサルティング会社、投信投資顧問会社などを経て、1996年に「ブラッドストーン・マネジメント・イニシアティブ・リミテッド」を設立。現在は、経営コンサルタント、J-WAVEのナビゲーター、テレビのコメントーターなどとして幅広く活躍。「なんとかしなきゃ! プロジェクト」著名人メンバー。

最近、アメリカ人の友人に言われてショックだったことがあります。「イラクでは10年間で、15万人の民間人、5,000人のアメリカ人兵士が命を落とした。でも日本では、その間に30万人が自殺している。一体どんな国なんだ?」。私はその時、思わず言葉を失ってしまいました。

この事実象徴されるように、世界は今、大きくバランスが崩れています。ある調査では、世界の10億人が飢餓で苦しんでいるのに、食べ過ぎによる成人病の人が20億人もいると発表しています。「持てる国」と「持てない国」の「格差」を目の当たりにして、「なんとかしなきゃ!」と思いませんか。そう、今の世界を「なんとかする」のは、私たち先進国の責任なのです。

そんな中、ここ数年、日本の産業界で企業の社会的責任(CSR)が、重要なキーワードとして注目されています。例えば、消費財メーカーのユニリーバはインドに自己資本の会社を立ち上

「持てる国」の企業としてできること

経営コンサルタント/J-WAVEナビゲーター

シヨーン・マクアードル川上 (シヨーンK)

SEAN McARDLE KAWAKAMI



photo by Shinichi Kuno

げ、安全できれいな水が飲めない地域に無償でろ過機を配布しています。そこで何が起ったかという、人生で初めて、きれいな水で体を洗う気持ち良さを体験した人々が、ユニリーバの石けんやシャンプーを購入するようになった。地域の女性たちの口コミにより売上もどんどん伸びていき、その土地に根差した良いビジネスサイクルが生まれたのです。

しかし一方で、CSRの多くのケースは投資家情報(IR)やプロモーションの域を出ることができず、担当者のジレンマになっているとも聞きます。そこで力を発揮できるのが、世界中にネットワークを持っているJICAのような組織です。日本国内には、国際協力に興味はあるけれど、途上国のこともよく分からないし、何をしたらいいか分からないという企業が本当に多い。自分たちの技術が世界に誇るべきものであるということにも、まったく気付いていないんです。そんな彼らが海外で貢献

できるよう、途上国のニーズを把握しているJICAがコンサルティングしていくのも、援助機関としての大きな役割といえるのではないのでしょうか。

そして企業であれ、途上国であれ、やはり一方通行の支援では限界があります。最終的には、自分たちの力で成長できるよう、相手の自助力を育てることが最も重要だということを忘れてはなりません。

世界には、有能な技術者がまだまだたくさんいます。ですから私自身、途上国の企業のコンサルティングに積極的に取り組んでいきたい。さらに国内でもJICAと協働で企業向けのセミナーを行うなど、日本の官民連携の活性化にも力を注いでいきたいと思っています。

「なんとかしなきゃ! プロジェクト」は、開発途上国の現状について知り、一人一人ができる国際協力を推進していく市民参加型プロジェクトです。ウェブサイトを中心に、さまざまな国際協力のカタチを提案していきます。
詳しくはこちらから→ nantokashinaky.jp